

建設環境委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例 ……………P1
- (2) 島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ……………P7

2 一般事件案

- (1) 県の行う建設事業に対する市町村負担金について ……………P9
- (2) 変更契約の締結について
 - 《一級河川斐伊川水系塩冶赤川改修事業に伴う
山陰本線出雲市・西出雲間赤川橋梁改築工事》 ……………P10
 - 《元町人麿線 防災安全交付金（街路）（仮称）新高角橋
橋梁上部工工事》 ……………P11

3 予算案

- (1) 令和3年度土木部9月補正予算案 ……………P12

4 報告事項

- (1) 江の川氾濫を受けての県の取り組み ……………P21
- (2) 斐伊川放水路、尾原・志津見ダムの整備効果について ……………P23
- (3) 国道9号出雲市多伎地区地すべりによる通行止めについて ……………P25
- (4) 島根県住生活基本計画等の策定について ……………P28
- (5) 島根県建築物耐震改修促進計画に基づく耐震診断結果の公表について ……………P29
- (6) 県内の建設業者数の推移等について ……………P31

令和3年9月30日・10月1日

土木部

第119号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

近年、老朽化等による屋外広告物（以下「広告物」という。）の落下等の事故が発生しており、広告物の安全性の確保が課題となっているなか、全国の自治体で安全点検を義務付ける条例改正が進んでいる。

本県においても、広告物の落下等が発生している状況であり、屋外広告物等の適正な管理を図るため、許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、これらの管理義務に加え、新たに点検を義務付ける規定を追加するよう、所要の改正を行う。

2. 条例改正の概要

(1) 安全点検の義務付け

許可の期間※の更新の許可を受けようとする者は、当該許可の更新の申請をするまでに、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付ける。（更新申請書に規則で定める安全点検報告書を添付。）

※許可の期間： はり紙、はり札、立看板、広告幕その他の簡易な広告物又は掲出物件（以下「簡易広告物等」という。）にあつては1年以内。

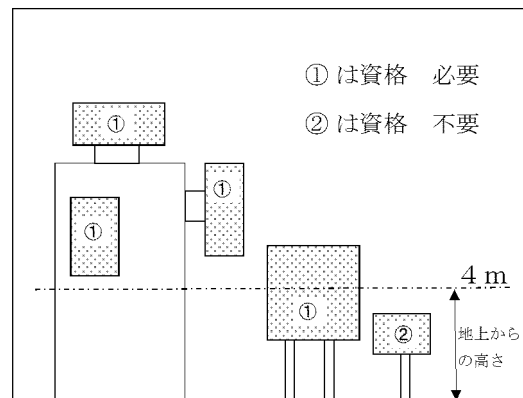
簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては3年以内。

(2) 有資格者による点検

安全点検のうち、規則で定める規模（広告物等の上端の位置が地上から4mを超えるもの）の広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則に定める者（有資格者）にさせることを義務付ける。

※建築物の壁面に直接塗装されたもの・はり紙等は除く

点検者の資格
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告士 ・ 1級又は2級建築士 ・ 第1種又は第2種電気工事士 ・ 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者 ・ (一社) 日本屋外広告業団体連合会及び (公社) 日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者



3. パブリックコメント

実施期間：令和3年5月20日～6月19日

意見：3件（条例改正内容を否定する意見はなし）

- ・規則で定める有格者の資格要件に関する意見
- ・規則で定める安全点検報告書の点検結果の記載項目に対する意見
- ・改正内容の周知に関する意見

4. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

島根県屋外広告物条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県屋外広告物条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>昭和49年3月26日 島根県条例第21号</p> </div> <p>目次 [略]</p> <p>第1条～第11条の2 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 広告物等の制限（第2条—第12条）</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第1条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（禁止地域等）</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>第3条 [略]</p> <p style="text-align: center;">（許可地域等）</p> <p>第4条 第2条に規定する地域又は場所以外の地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第4条の2～第4条の4 [略]</p> <p style="text-align: center;">（適用除外）</p> <p>第5条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第2条から第4条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とした広告物若しくは掲出物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。</p> <p>4 [略]</p>

<p>(点検義務)</p> <p>第11条の3 第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の更新の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による点検は、規則で定める規模を超える広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。</p> <p>第12条～第30条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p>	<p>第6条 〔略〕</p> <p>(許可の条件等)</p> <p>第7条 知事は、第4条又は第5条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内で規則で定める。</p> <p>3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p> <p>第8条～第11条の2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第12条～第30条 〔略〕</p> <p>附 則 〔略〕</p>
---	--

島根県屋外広告物条例が 一部改正されました！



何が変わるの？

令和4年4月1日から

- 許可広告物の安全点検が義務となります。
- 規模によって有資格者の点検が必要になります。

詳しくは裏面をご覧ください

なぜ点検を義務化するの？

屋外広告物は常時、雨・風・強い日差しなどの厳しい環境にさらされています。一見するとキレイに見えても、内部では腐食が始まっているかもしれません。そのまま放置しておくと屋外広告物が『落ちる』『倒れる』『飛ぶ』ような事故につながり、時には、人身を危険にさらし、取り返しのつかない状況を招く恐れがあります。

島根県においても、広告物の落下等が発生している状況でありそのような事故が起きないためにも、安全点検を義務づけることとなりました。



注意



剥がれてる!



錆びてる!



破損してる!

看板を安全に管理するため**定期的に点検、メンテナンス**をしましょう！

島根県屋外広告物条例の改正の概要

島根県屋外広告物条例が改正され、令和4年4月1日から

①許可広告物の**安全点検が義務**となります。

②規模によって**有資格者による点検**が必要になります。

①安全点検の義務

許可の期間（※）の更新の許可を受ける際、当該許可の更新の申請をするまでに、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付けます。

（更新申請書に規則で定める安全点検報告書を添付。）

（※）許可の期間

はり紙、はり札、立看板、広告幕その他の簡易な広告物又は掲出物件（以下「簡易広告物等」という。）にあっては1年以内。

簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあっては3年以内。

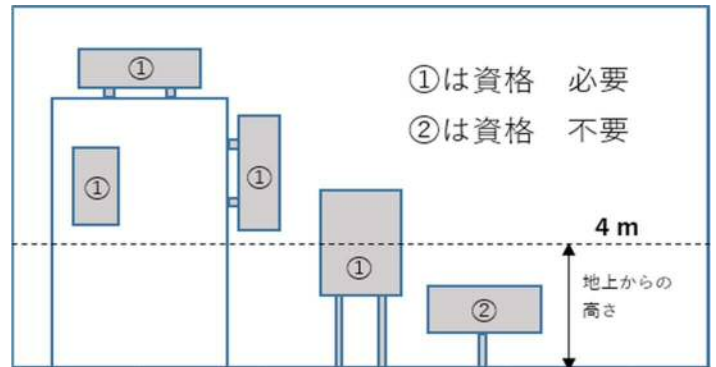
②有資格者による点検

安全点検のうち、広告物等の上端の位置が地上から4mを超えるものの広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則に定める者（有資格者）にさせることを義務付けます。

※建築物の壁面に直接塗装されたもの・はり紙等は除きます。

【有資格者の資格一覧】

- ・屋外広告士
- ・1級又は2級建築士
- ・第1種又は第2種電気工事士
- ・第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
- ・（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者



屋外広告物のオーナーや管理者には「**管理義務**」と「**除却義務**」があります

●管理義務

広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持しなければなりません。

●除却義務

許可期間が満了したとき、もしくは許可が取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物等を除却しなければなりません。

〈お問い合わせ先〉

島根県 土木部 都市計画課 景観グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 TEL:0852-22-6143/FAX:0852-22-6004

※屋外広告物許可申請に関するお問い合わせは、各市町村へお問い合わせください。

※松江市は、松江市屋外広告物条例に基づく規制が適用されます。

詳しくは

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例 の一部を改正する条例

1 提案理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い下水道法の一部が改正されたため、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

下水道法を引用する条項の整理。

3 施行期日

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 昭和56年3月24日 島根県条例第11号 </div> <p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(構造の技術上の基準)</p> <p>第2条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第25条の30第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。</p> <p>第3条～第6条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第25条の30第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>第8条・第9条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p>	<p>第1条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(構造の技術上の基準)</p> <p>第2条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第25条の18第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。</p> <p>第3条～第6条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>第8条・第9条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">附 則 〔略〕</p>

県の行う建設事業に対する市町村の負担について

令和3年度建設事業市町村負担金負担率一覧表

分類	予算 主管課	事業名		負担率現行 (事業費の内 事務費を除く)	見直し の有無	根拠法令	
道梁 路事 橋業	道路維持課 道路建設課	県単道路整備事業		$\frac{1.5}{10}$	無	道路法(昭和27年法律第180号)第52条第1項	
砂 防 事 業	砂防課	急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜面	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の各々2分 の1とする。	$\frac{1}{10}$	無	※家屋半壊以上の被害が あった場合 地方財政法(昭和23年法律 第109号)第27条第1項
			その他		$\frac{2}{10}$	無	
		災害関連緊急 急傾斜地崩壊 対策事業	大規模 斜面	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の各々2分 の1とする。	$\frac{1}{10} \left(\frac{0.5}{10} \right) ※$	無	
			その他		$\frac{2}{10} \left(\frac{1}{10} \right) ※$	無	
		県単急傾斜地 崩壊対策事業	通常		$\frac{1}{3}$	無	
			災害関連	公共施設、災害時要援 護者施設、避難関連に該 当するものについては、 右の負担率の2分の1と する。	$\frac{2}{10}$	無	
都市計 画事 業	都市計画課	街路事業		$\frac{0.75}{10}$	無	地方財政法(昭和23年法律 第109号)第27条第1項	
		県単街路事業		$\frac{1.5}{10}$	無		
都園 市事 公業		公園事業(施設)		$\frac{1}{10}$	無		
下 水 道 事 業	下水道 推進課	下水道事業		地 方 $\frac{1}{2}$ 負担の	無	下水道法(昭和33年法律第 79号)第31条の2第1項	
		県単下水道事業		$\frac{1}{2}$	無		

第124号議案

変更契約の締結について

議案その四

番号	工 事 名	位 置	工事の概要	工 期
第124号 P7	一級河川斐伊川水系塩治赤川改修事業に伴う山陰本線出雲市・西出雲間赤川橋梁改築工事	出雲市天神町地内	JR橋(赤川橋梁)改築 W=17m ボックスカルバート工 N=1基 市道橋(徳連赤川橋)改築 L=17m 上部工 N=1基、下部工 N=2基 仮水路工 N=1式 仮設工事桁 L=26.8m 電気設備移転復旧 N=1式	R4.3.31
契 約 の 概 要			備 考	
契約の方法・金額		契約の相手方等		
・ 契約額の変更 1,256,318,000円 ↓ 1,342,318,000円 (86,000,000円増額)		鳥取県米子市弥生町2番地 西日本旅客鉄道株式会社 理事 米子支社長 佐伯 祥一		主な理由 【仮排水路工について】 地下水の異常出水の影響により、JR橋工事の完了が遅れたことにより、JR橋を含む一連区間の完了が令和3年の出水期に間に合わないことから、暫定改修断面相当の流量を流下させるために、仮設排水管を追加実施したことにより増額となった。 【準備工、保安設備工、本体仮設工について】 仮設排水管の追加施工に伴い、工事桁撤去が6ヶ月延期となったことから、工事桁などの仮設材及び軌道計測設備などの保安設備の供用期間が延長したことにより増額となった。 【護岸工の追加について】 JR施工区間から下流の松下揚水機場までの護岸工については、当初県施工としていたが、JRと県の施工ヤードが重複するため、工事の効率と安全性を考慮しJR施工区間へ追加したことにより増額となった。
		(R3.7.13仮契約)		

第125号議案

変更契約の締結について

議案その四

番号	工事名	位置	工事の概要	工期
第125号 P8	元町人麿線防災安全交付金 (街路)(仮称)新高角橋橋梁 上部工工事	益田市須子町 ～高津二丁目 地内	橋長 L=246.0m 幅員 W=11.5m 形式 鋼3径間連続合成細幅箱桁橋 鋼橋製作工 W=1209.7t 架設工 N=1式 合成床板工 A=2825m ²	R3.12.20
契約の概要			備考	
契約の方法・金額		契約の相手方		
・契約額の変更 1,621,400,000円 ↓ 1,741,902,800円 (120,502,800円増額)		広島市中区鞆町13番15号 JFEエンジニアリング株式会社 中国支店 支店長 野村 優		主な理由 【施工ヤードの土砂流出対策】 ・上部工架設のため高水敷に造成する仮設の施工ヤードについて、非出水期で流水部での作業でないことから土砂流出対策等を見込まずに計画していたが、その後の出水の状況や受注者の施工計画をもとにした関係機関協議の結果を踏まえ、土砂流出対策が必要となった。 【架設設備の耐荷重対策】 ・施工ヤードの桁架設備を設置する箇所に出水の影響で泥土が堆積したこと、仮排水管を設置する箇所の締切後の水量が想定より多く、水替えができない状態となり架設設備の耐荷重対策が必要となった。 【週休2日工事の補正について】 ・「週休2日工事」の対象工事であり、4週8休を達成する見込みであるため、諸経費を増額した。 【その他】 ・伐採及び交通誘導員の追加などを行った。
		(R3.7.28仮契約)		

令和3年度土木部9月補正予算案の概要

1. 補正の考え方

- (1) 道路や河川等の国庫補助事業や社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示に合わせた補正
- (2) 7月から8月にかけて発生した大雨による被害対策に伴う補正

2. 補正額（一般会計＋特別会計） **21,267百万円**

（注）流域下水道事業会計を含まない

3. 補正内容

（1）公共事業

【主な補正項目】

- ① 補助公共事業費 404百万円（流域下水道事業会計187百万円を含む）
 - ・社会資本整備総合交付金等の内示に伴う道路や河川事業等の補正等
 - ・7月から8月にかけて発生した大雨による被害対策に伴う補正
- ② 県単公共事業費 1,425百万円（流域下水道事業会計▲408百万円を含む）
 - ・社会資本整備総合交付金等の内示に伴う事業の振替
 - ・7月から8月にかけて発生した大雨による被害対策に伴う補正
- ③ 維持修繕費 345百万円
 - ・社会資本整備総合交付金の内示に伴う道路事業の補正
 - ・7月から8月にかけて発生した大雨による被害対策に伴う補正
- ④ 直轄事業負担金 170百万円
 - ・直轄事業費の国内示に伴う地方負担金の補正
- ⑤ 災害復旧事業費 18,608百万円
 - ・7月から8月にかけて発生した大雨による被害対策に伴う補正
- ⑥ 受託事業費 27百万円
 - ・市町村からの受託事業に係る補正

(2) その他の事業

【主な補正項目】

- ① 県営住宅特別会計の予備費 9 百万円
 - ・ 令和 2 年度決算の確定に伴う予備的経費の補正
- ② 県営住宅特別会計の公債費 24 百万円
 - ・ 公債費の繰上償還に伴う補正
- ③ 職員給与費 62 百万円
 - ・ 人事異動後の現員現給の反映

令和3年度9月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分		予算区分	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)	
公共 (改良系)	補助公共	道 路	15,708	2,210	17,918	114%	
		河川・ダム	4,065	▲ 322	3,743	92%	
		砂 防	3,153	▲ 1,285	1,868	59%	
		港湾・空港	2,788	▲ 498	2,290	82%	
		街路・公園	2,501	▲ 803	1,698	68%	
		下 水 道	1,232	187	1,419	115%	
		住 宅	760		760	100%	
		文化財調査	12		12	100%	
		災害関連	1,410	915	2,325	165%	
	補助公共計			31,629	404	32,033	101%
	県単公共	道 路		607		607	100%
		河川・ダム		1,651		1,651	100%
		砂 防		348	425	773	222%
		港湾・空港		1,184		1,184	100%
		街路・公園		192		192	100%
		下 水 道		1,205	▲ 408	797	66%
		住 宅		411		411	100%
		地域整備促進等		430		430	100%
		災害関連		1,499	1,408	2,907	194%
県単公共計			7,527	1,425	8,952	119%	
公共計			39,156	1,829	40,985	105%	
維持修繕費	持補 修助 繕維	道 路	3,420	▲ 590	2,830	83%	
		補助維持修繕計	3,420	▲ 590	2,830	83%	
	県単 維持 修繕	道 路	5,290	357	5,647	107%	
		河川・ダム	1,711	548	2,259	132%	
		砂 防	455	30	485	107%	
		港湾・空港	98		98	100%	
		地域整備促進	1,018		1,018	100%	
	県単維持修繕計			8,572	935	9,507	111%
	維持修繕費計			11,992	345	12,337	103%
	公共+維持修繕費			51,148	2,174	53,322	104%
	直 轄 負 担 金			7,048	170	7,218	102%
災 害 復 旧 費			4,852	18,608	23,460	484%	
受 託 事 業 費			374	27	401	107%	
総 合 計			63,422	20,979	84,401	133%	

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和3年度9月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
土木総務課	2,630,440	44,210	2,674,650	101.7%
技術管理課	436,889	18,037	454,926	104.1%
用地対策課	3,990,715	5,035	3,995,750	100.1%
道路維持課	13,260,703	728,869	13,989,572	105.5%
道路建設課	14,162,159	1,169,442	15,331,601	108.3%
高速道路推進課	5,868,408	▲ 4,789	5,863,619	99.9%
河川課	11,377,763	846,834	12,224,597	107.4%
斐伊川神戸川対策課	606,453	9,775	616,228	101.6%
港湾空港課	6,559,772	▲ 479,403	6,080,369	92.7%
砂防課	9,661,118	19,667,475	29,328,593	303.6%
都市計画課	3,352,299	▲ 771,584	2,580,715	77.0%
下水道推進課	716,520	919	717,439	100.1%
建築住宅課	1,095,012	▲ 673	1,094,339	99.9%
一般会計合計	73,718,251	21,234,147	94,952,398	128.8%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
9,531,061	0	▲ 34,610	9,539,300	27,300	2,171,096	21,234,147

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 (C=A+B)	比較 (C/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	854,474	▲ 2,189	852,285	99.7%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,269,092	35,115	3,304,207	101.1%
特別会計合計	4,123,566	32,926	4,156,492	100.8%

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
▲ 96,274	0	0	98,600	▲ 2,069	32,669	32,926

令和3年度9月補正予算案 債務負担行為補正
(流域下水道事業会計を除く)

債務負担行為の設定 6,734,989千円 (追加:1,500,137千円、変更:5,234,852千円)

〔一般会計:追加分〕

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内 容	
			箇所・概要	位 置
道路メンテナンス事業費	3~4	160,000	国道431外 県内一円 現場技術業務委託 160,000千円	全県
道路メンテナンス事業費	3~5	260,000	(主)斐川一畑大社線 灘橋 橋梁修繕工 260,000千円	出雲市
道路橋梁維持修繕費	3~8	100,000	道路情報システム保守業務委託 100,000千円	本庁
土砂災害対策道路事業費	3~4	100,000	国道184号外 県内一円 現場技術業務委託 100,000千円	全県
土砂災害対策道路事業費	4	44,000	(主)甲田作木線 邑南工区 災害防除 27,000千円	邑南町
				ほか1件
国庫国道道路改良事業費	4	270,000	国道432号 大庭1工区ほか 電線共同溝 270,000千円	松江市
県単河川維持修繕費	3~4	20,000	上追子川排水機場ほか 計画策定業務 20,000千円	松江市
県単河川維持修繕費	4	15,000	飯梨川 護岸工 15,000千円	安来市
県単河川総合開発事業費	3~5	380,000	三瓶ダム ダム管理用発電設備更新 380,000千円	大田市
県単海岸維持修繕費	4	15,000	持石海岸 護岸復旧工 15,000千円	益田市
県単急傾斜地崩壊対策事業費	4	39,000	生谷地区 急傾斜 擁壁工 30,000千円	雲南市
				ほか1件

〔一般会計:変更分〕

事項(事業)	期間(年度)	限度額(千円)	内 容	
			箇所・変更内容	位 置
道路メンテナンス事業費	4	800,000 (540,000)	(主)浜田作木線 伏谷ロックシェッド シェッド・シェルター修繕 0千円 → 100,000千円	邑南町
				ほか4件
社会資本整備総合交付金事業費	3~5	2,300,000 (1,600,000)	国道186号 小国1工区 トンネル工 1,600,000千円 → 2,300,000千円 (+700,000千円)	浜田市

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・変 更 内 容	位 置
社会資本整備総合交付金事業費	4	7,354,652 (5,126,000)	国道261号 断魚トンネル トンネル非常用設備 0千円 → 130,000千円	邑南町
			(一)草野横田線 東比田2工区 護岸工 0千円 → 42,000千円	安来市
			(主)浜田八重可部線 後野工区 切土工 0千円 → 50,000千円	浜田市
			(一)珍崎浦郷港線 珍崎工区 改良工 0千円 → 30,000千円	西ノ島町
			小浜海岸 ブロック据付、ブロック製作 0千円 → 80,000千円	益田市
			上寺田川 砂防 床固工、流路工 0円 → 40,000千円	津和野町
			元町人麿線 橋梁上部工 220,000千円 → 370,000千円 (+150,000千円)	益田市
			ほか30件	
受託事業費	4	88,850 (58,750)	佐陀川 地盤改良工、樋門工 0円 → 30,100千円	松江市
河川管理事業費	3~4	42,600 (42,500)	河川管理事業 水門・樋門点検 1,400千円 → 1,500千円 (+100千円)	大田市
河川総合開発事業費	4	1,786,000 (5,000)	波積ダム ダム本体工 0円 → 1,500,000千円	江津市
			ほか4件	
大規模特定河川事業費	4	348,500 (283,500)	玉川 用地補償 0円 → 65,000千円	浜田市
港整備交付金事業費	4	150,000 (100,000)	別府港 十景 盛土工 100,000千円 → 150,000千円 (+50,000千円)	西ノ島町
特定土砂災害推進対策事業費	4	285,000 (165,000)	上横立下谷川 堰堤工 20,000千円 → 40,000千円 (+20,000千円)	津和野町
			ほか1件	

【特別会計:追加分】

事 項 (事 業)	期 間 (年 度)	限 度 額 (千 円)	内 容	
			箇 所・変 更 内 容	位 置
住宅市街地総合整備事業費	3~4	97,137	浜北台団地 既存建築物の解体 97,137千円	松江市

令和3年度9月補正予算案 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

(1) 収益的収支

- ① 営業外費用 60百万円
 ・消費税及び地方消費税納付見込額の増

(2) 資本的収支

- ① 建設改良費 ▲ 221百万円
 ・社会資本整備総合交付金事業の国の予算内示に伴う減

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	1,938,863	0	1,938,863	
		営業外収益	2,603,490	29	2,603,519	一般会計からの繰入金
		特別利益	116,072	0	116,072	
		収益計(a)	4,658,425	29	4,658,454	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,528,019	▲ 2,096	4,525,923	職員給与費
		営業外費用	110,252	59,971	170,223	消費税及び地方消費税
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	4,640,271	57,875	4,698,146	
	収 支(a-b) (当期損益)		18,154 (4,966)	▲ 57,846 (2,105)	▲ 39,692 (7,071)	() は税抜き

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後の額 (C=A+B)	概要等	
資本的収支	資本的収入	企業債	834,130	▲ 97,300	736,830	
		国庫補助金	724,562	▲ 6,649	717,913	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金
		他会計補助金	325,596	560	326,156	一般会計からの繰入金
		建設費負担金	803,121	▲ 107,064	696,057	
		固定資産売却代金	2,000	0	2,000	
		収入計(c)	2,689,409	▲ 210,453	2,478,956	
	資本的支出	建設改良費	2,438,855	▲ 220,933	2,217,922	交付金事業 +187百万円 県単事業 ▲408百万円
		企業債償還金	519,986	0	519,986	
		預り金返還金	62,500	0	62,500	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	3,026,341	▲ 220,933	2,805,408	
補 填(e)		336,932	▲ 10,480	326,452	損益勘定留保資金 ほか	
収 支(c-d+e)		0	0	0		

3. 債務負担行為補正

債務負担行為の設定 780,000千円（うち追加 380,000千円、変更400,000千円）

事 項 (事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R3～R4	205,000	
東部浄化センター脱水機更新工事	R4	500,000 (300,000)	変更 (+200,000千円)
東部浄化センター汚泥掻寄機更新工事	R4	80,000 (60,000)	変更 (+20,000千円)
東部浄化センター返流水槽攪拌機更新工事	R4	100,000 (20,000)	変更 (+80,000千円)
西部浄化センター汚泥貯留ホッパ更新工事	R4	300,000 (200,000)	変更 (+100,000千円)
西部浄化センター非常用発電機更新工事	R4	560,000	
西部浄化センター洗浄水ポンプ更新工事	R4	30,000	
西部浄化センター汚泥貯留ホッパ棟新設工事	R4	300,000 (0)	追加
西部浄化センター暫定ポンプ棟耐震補強工事	R4	80,000 (0)	追加
計		2,155,000 (1,375,000)	

※括弧書きは、変更前の限度額

防災集団移転促進事業支援交付金

【制度創設】

1 概要

河川における浸水被害から県民の安全・安心を確保するため、河川改修等のハード整備を着実に推進するとともに、ハード整備を補うための新たな対策として浸水想定区域内にある住居の集団移転を実施する市町村を支援。

〔経緯〕

- ・ 近年では頻発する異常降雨により県内各地で河川の増水による浸水被害が発生している状況であり、特に江の川下流域では平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月と僅か3年間余りの間に3度の大規模な浸水被害を受けている。
- ・ 県内河川の多くは延長が短く流域面積が小さい急流となっており、わずかな雨でも災害が発生しやすい特性がある。
- ・ こうした被害に対応するための堤防整備等の河川改修については、限られた財源のなかで優先順位をつけて整備を実施せざるを得ない状況。
- ・ このため、ハード整備を着実に推進するだけでなく、ハード整備を補う防災集団移転促進事業を選択肢の一つとすることにより、県内河川の治水対策の推進を図る。

2 制度創設

(1) 実施主体

防災集団移転促進事業を活用する市町村

〔制度概要〕

住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助

(2) 対象地域

県内の浸水想定区域

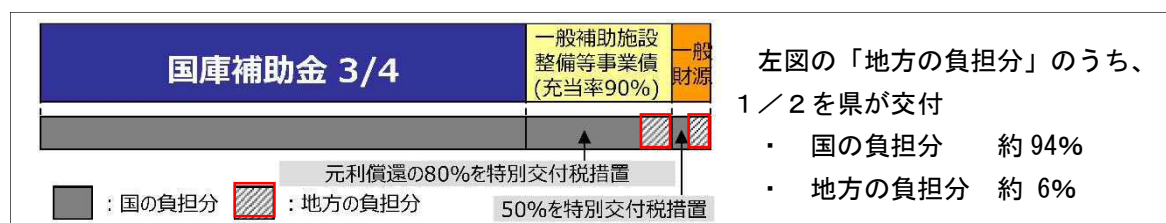
(3) 要件

対象家屋（対象5戸以上）の移転先が同一市町村であること

(4) 交付率・交付上限額

対象経費(※)の1/2とし、1戸あたりの上限額を2,500千円とする。

※ 国庫補助対象額から国庫補助金を除いた額のうち、特別交付税措置分を除く市町村負担額



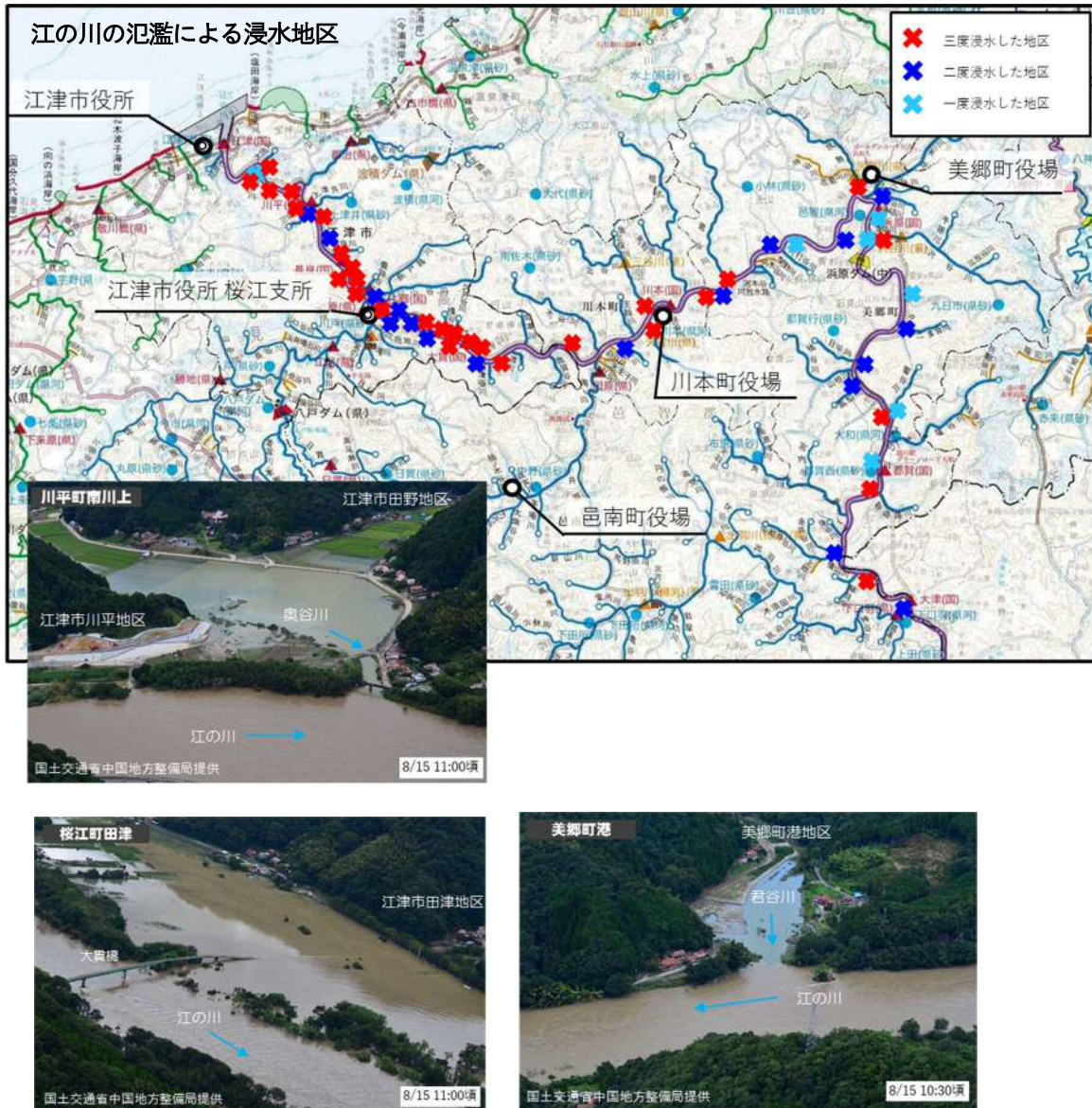
江の川氾濫を受けての県の取り組み

1. 8月12日からの大雨による被害状況

(1) 江の川の氾濫による被害の状況

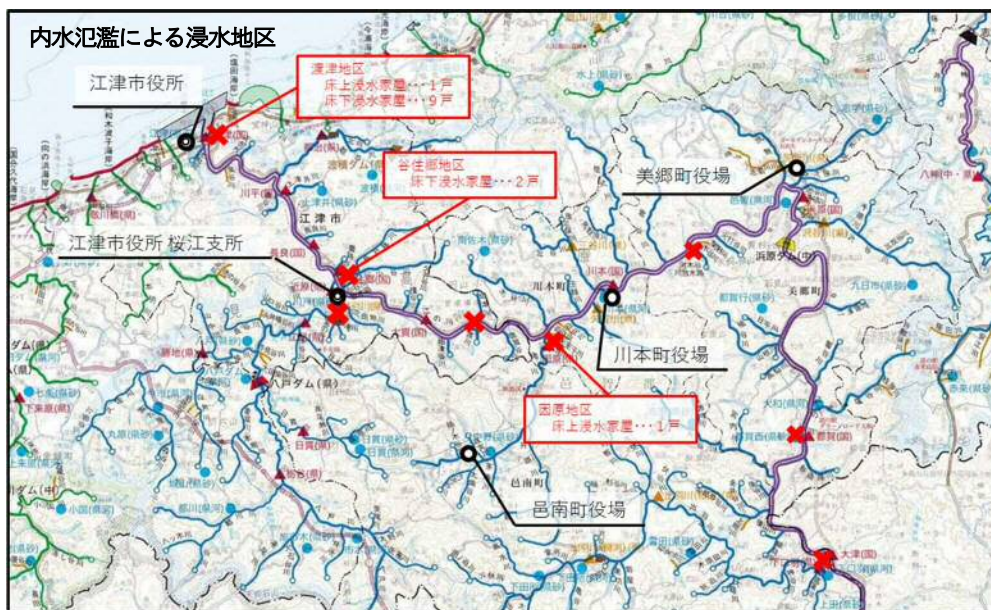
江の川では、川平水位観測所（江津市松川町）で令和2年に迫る水位を記録するなど、各地で氾濫し、29地区（平成30年：54地区、令和2年：47地区）で浸水被害が発生した。

浸水家屋数は、7戸（平成30年：270戸、令和2年：103戸）であった。



(2) 内水氾濫による被害の状況

平成30年、令和2年に比べ、長時間にわたる降雨により江の川の高い水位が長時間続いたことや、島根県側でも大雨となったことから、江の川からの逆流防止のための樋門閉鎖後に、背後地が水位上昇する内水氾濫が各地で発生、国土交通省の排水ポンプ車により内水排除が行われたが、8地区で浸水被害が発生、家屋の浸水被害は、13戸（平成30年：1戸、令和2年：1戸）であった。



2. 県の取組み

(1) 国への緊急要望

9月13日に以下の5点を国土交通省中国地方整備局へ要望した。

- 平成30年と令和2年の2度の浸水被害を受けた地区については、対策方法やスケジュールを早急に示し、一日も早く対策を完成させること。また、その他の地区においても、地元同意・調整が図られた地区については同様に対策を進めること。
- 防災集団移転促進事業について、できるだけ地元負担が軽減されるよう支援すること。
- 県が管理する江の川支川の矢谷川や玉川も、一体的かつ早急に整備するために必要な予算を配分すること。
- 本年8月の大雨では内水被害が多く発生したことから、ポンプ車の増設や配備計画の見直しなど、内水対策における取り組みを強化すること。
- 当面の対策として、大型土のう積み等の応急対策の実施地区を拡大すること。

(2) 防災集団移転促進事業への支援

「防災集団移転促進事業支援交付金制度」の創設

斐伊川放水路、尾原・志津見ダムの整備効果について

令和3年7月12日、また8月12日からの前線に伴う降雨による影響で、斐伊川流域では降り始めからの流域平均累加雨量がそれぞれ108.9mm、252.4mmを記録し、氾濫注意水位を超過する出水となった。

1 放水路への分流実施及びダム貯留の状況（流量は速報値）

(1) 放水路の運用

分流開始	分流終了	斐伊川本川 (上島観測所) 最大流量(m ³ /S)	最大分流量 (m ³ /S)	備考
7月 7日 10:11	7月 7日 10:30	約 410	越流のみ	
7月 12日 12:00	7月 13日 06:10	約 2,190	約 810	※ 1
8月 9日 13:13	8月 10日 04:27	約 740	約 240	
8月 13日 07:48	8月 15日 21:26	約 1,490	約 570	※ 2
8月 17日 20:08	8月 18日 03:20	約 550	約 160	

※ 1 7月12日からの分流は平成25年6月の運用開始から最大の分流量を記録。

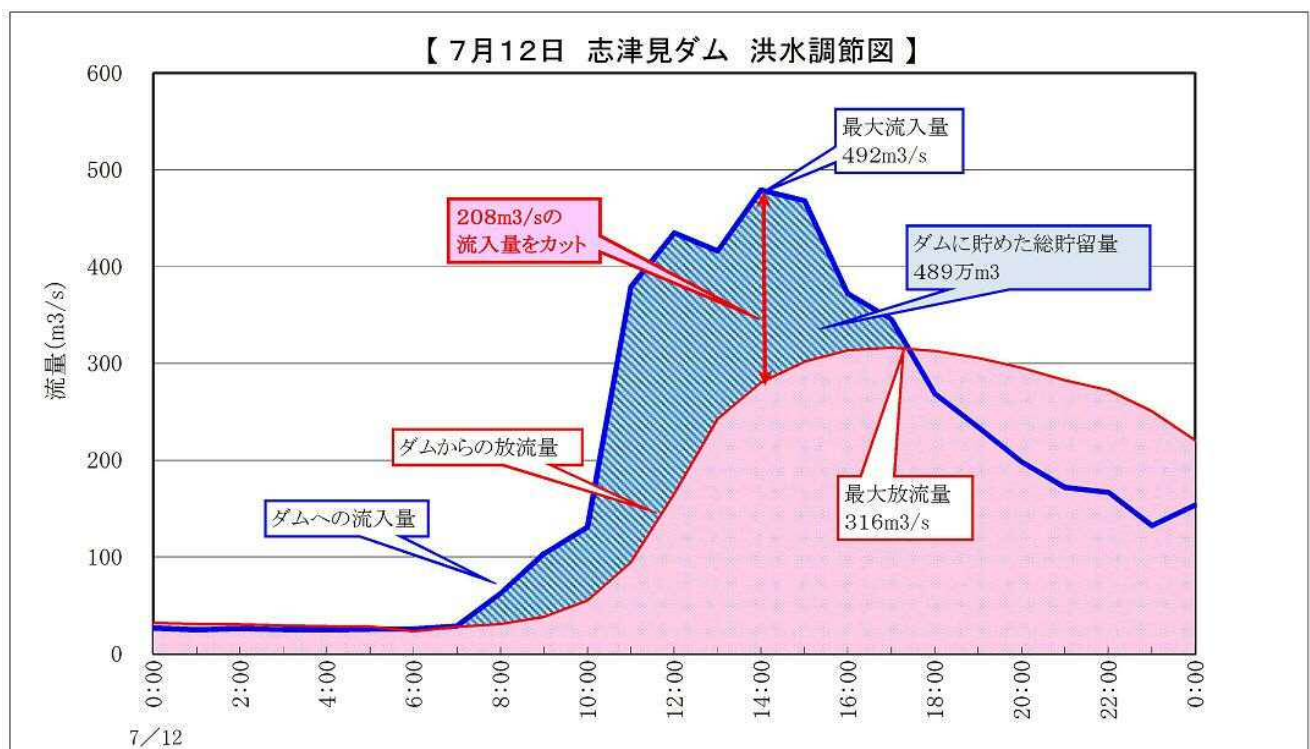
※ 2 8月13日からの分流は平成25年6月の運用開始から最長の継続時間を記録。

(2) ダムの運用

7月12日	最大流入量及びその低減量(m ³ /S)	総貯留量(万m ³)	備考
尾原ダム	約 298 : 約 155	約 245	
志津見ダム	約 492 : 約 208	約 489	※ 3

※ 3 代表事例として下図のとおり

8月12日~15日	最大流入量及びその低減量(m ³ /S)	総貯留量(万m ³)
尾原ダム	約 420 : 約 120	約 192
志津見ダム	約 200 : 約 90	約 338



2 整備効果について（数値は速報値）

斐伊川放水路と両ダムの運用により、表のとおりピーク水位の低減効果があったと推定され、結果として7月12日は灘分観測所、8月12日は松江観測所において氾濫危険水位超過を回避した。

観測所名	馬木観測所 (神戸川)	灘分観測所 (斐伊川下流)	松江観測所 (宍道湖)
7月12日	水位低下 63cm	水位低下 109cm	水位低下 23cm
※計算水位	4.12m	4.88m	1.28m
※実績水位	3.49m	3.79m	1.05m
8月12日 ～15日	水位低下 11cm	水位低下 93cm	水位低下 40cm
※計算水位	2.44m	4.20m	1.49m
※実績水位	2.33m	3.27m	1.09m
氾濫危険水位	7.00m	4.60m	1.40m

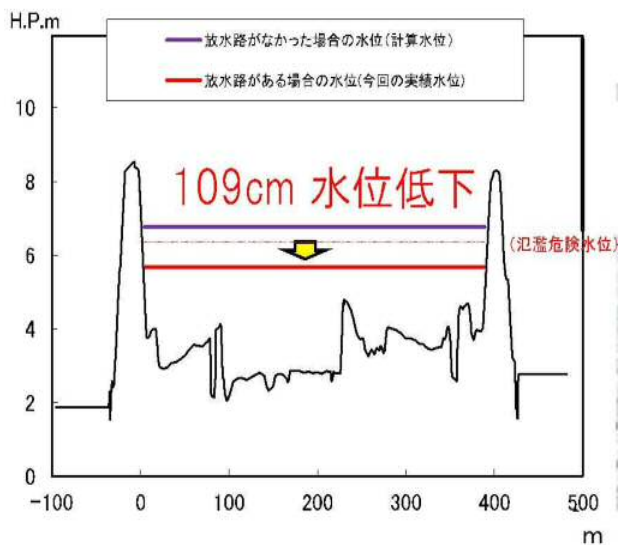
※「計算水位」とは、ダム・放水路がなかった場合の水位

※「実績水位」とは、ダム・放水路がある場合の水位

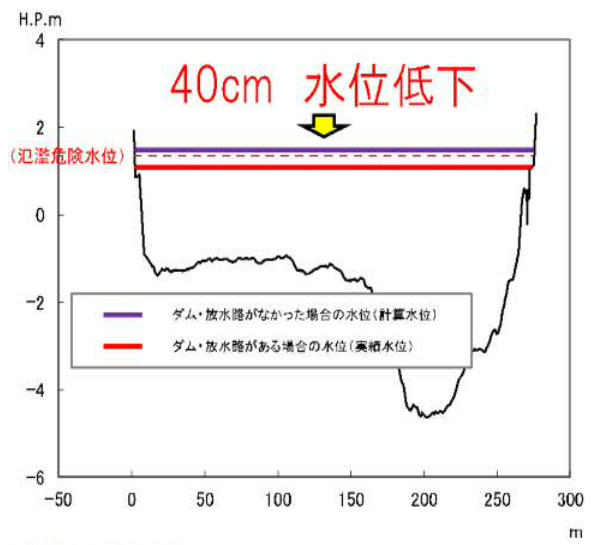
【観測所位置図】



【7月12日の水位低減効果：灘分】



【8月12～15日の水位低減効果：松江】



国道9号出雲市多伎地区地すべりによる通行止めについて

1. これまでの経緯

- 8月18日 国道9号の南側の山の地すべり発生
- 8月23日 知事 現地を視察
- 9月3日 「第1回 国道9号出雲市多伎地区地すべり対策検討委員会」開催
- 9月13日 知事 中国地方整備局長へ被災箇所の日も早い復旧を要望
- 9月24日 「第2回 国道9号出雲市多伎地区地すべり対策検討委員会」開催
<国道9号の道路再開の見通し公表>

2. 被災状況と地すべり応急対策計画

- ①被災状況 (長さ約100m、高さ約30m、山頂部で約3m滑落、
路面の隆起・沈下、歩道の崩落)
- ②地すべり応急対策計画
 - 1)地すべり抑制工 : 水抜きボーリング(16本)、頭部排土(約15,000m³)
 - 2)道路下崩落箇所の対策: 大型土のう積(約600袋)、崩落抑止矢板(70枚)
鉄筋挿入(約70本)、モルタル吹付(1,700m²)
 - 3)車両通行のための対策: 土工用防護柵設置(130m)、舗装補修等

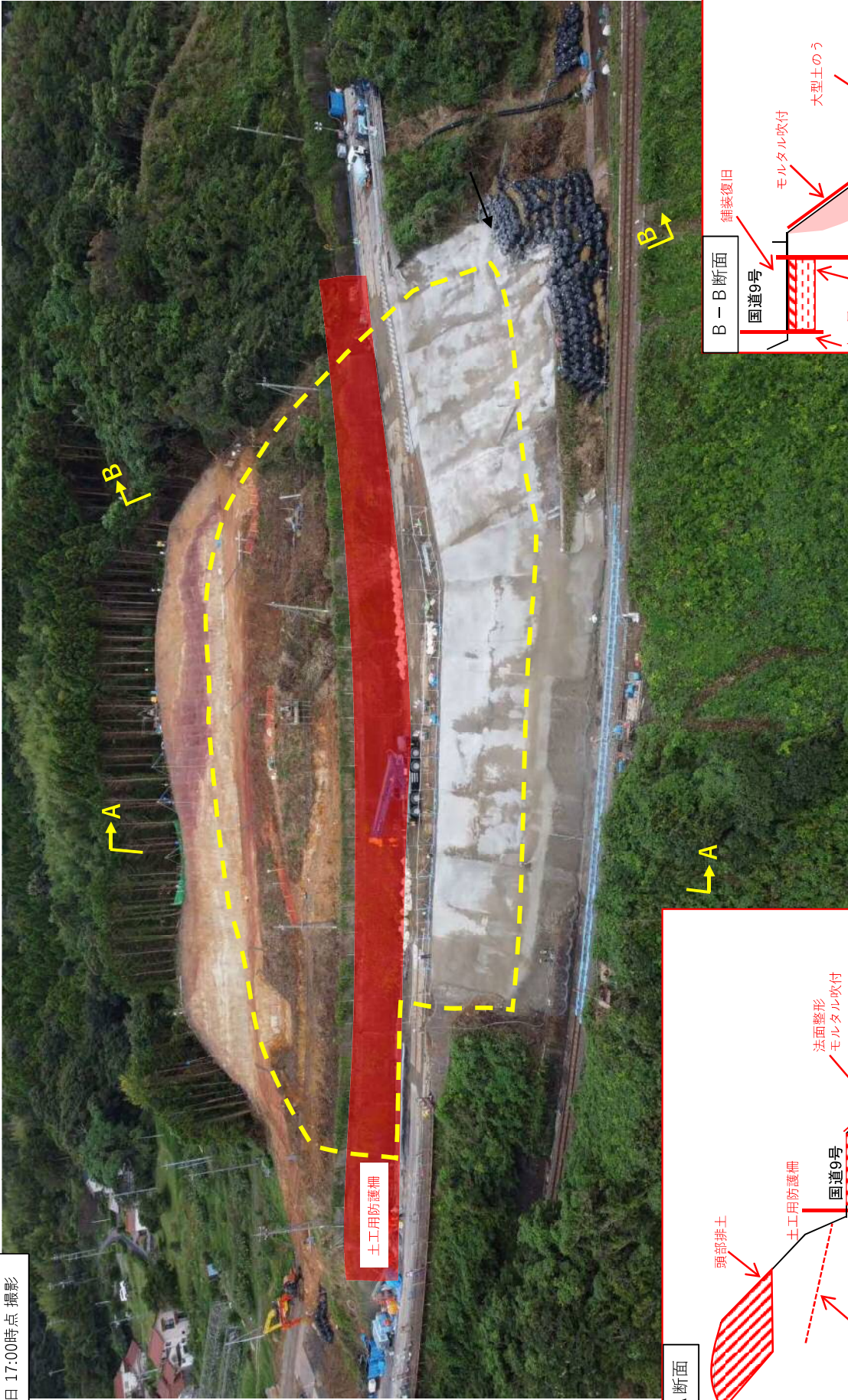
3. 今後の見通し(9月24日公表)

- ①JRは、応急対策完了後に線路点検を実施し、10月2日に運転再開予定
- ②国道9号は、路面補修等実施し、10月中旬に片側交互通行により通行止め解除予定
※今後の天候や地すべり変位の状況により変更が生じる可能性あり
- ③本復旧(2車線復旧)は、ルート変更も検討しており、今後、複数年を要す見込み

■片側交互通行供用

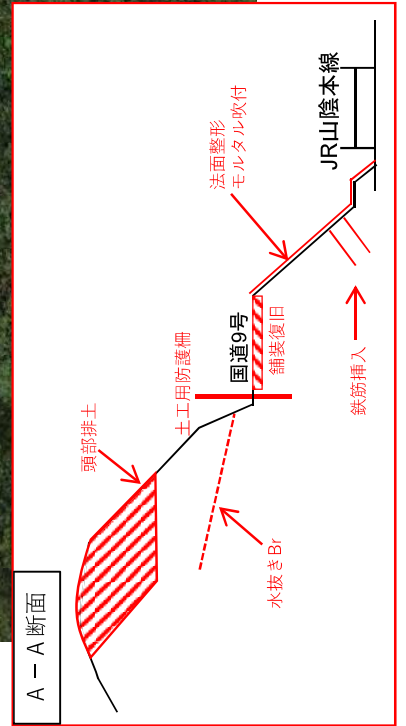
イメージ図

9月18日 17:00時点 撮影

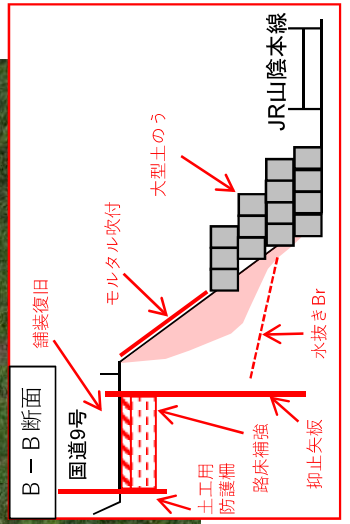


至 松江

至 浜田



A-A断面



B-B断面

島根県住生活基本計画等の策定について

1. 島根県住生活基本計画の見直し

(1) 概要

住生活基本法に基づき、全国計画に即して県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な事項を定めるもの（現行計画は平成29年3月に策定）

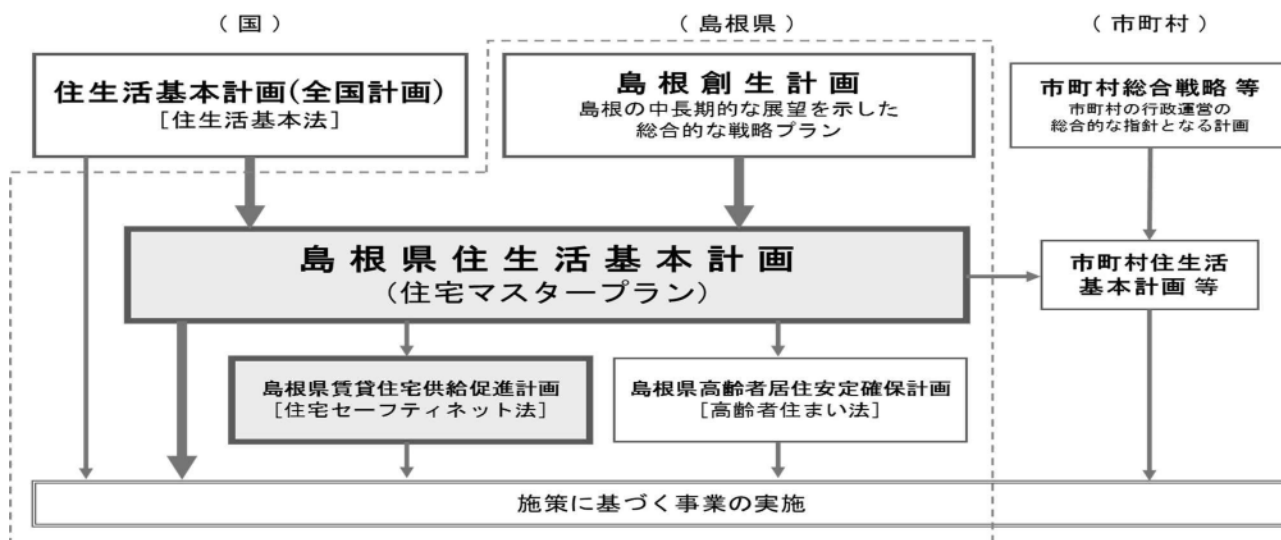
(2) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間（概ね5年が経過した時点で見直す。）

(3) 計画策定にあたっての視点

- ① 良質な住宅ストックの形成と性能の向上
- ② 多様な暮らし方に対応する住まいづくり
- ③ 住宅セーフティネットの充実
- ④ 空き家の適切な管理と老朽危険空き家の除却
- ⑤ 脱炭素社会に向けた住宅循環システム等への対応
- ⑥ 頻発・激甚化する自然災害に対する住まいの備え

2. 計画の位置づけ



4. 有識者懇話会の設置

策定にあたり、県内有識者で構成する島根県住宅政策懇話会を開催し、意見を反映する。

5. 策定スケジュール

- | | | |
|------|-------|------------------------|
| 令和3年 | 8月20日 | 島根県住宅政策懇話会（第1回） |
| | 11月上旬 | 島根県住宅政策懇話会（第2回） |
| | 12月上旬 | 計画案の策定、島根県住宅政策懇話会（第3回） |
| 令和4年 | 1月中旬 | パブリックコメントの実施 |
| | 3月中旬 | 計画決定、公表 |

6. その他

島根県住生活基本計画の策定に併せ、県内の住宅セーフティネットの充実を図るため、住宅セーフティネット法に基づく島根県賃貸住宅供給促進計画を策定（新規）する。

島根県建築物耐震改修促進計画に基づく耐震診断結果の公表について

1. 公表の趣旨

本県では、大規模な地震発生により建築物が倒壊した場合に被災者救援・救護活動、消火活動等の災害応急対策に重大な支障を来すことがないように、建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)に基づき対象建築物を指定し、その耐震診断結果の報告を義務付けることにより、重点的な耐震化の推進を図ることとしており、この報告を受けた耐震診断結果は公表することとなっている。(松江市及び出雲市の区域を除く)

2. 公表の概要

対象建築物(耐震診断の実施とその結果の報告を義務付けた建築物：要安全確認計画記載建築物)は次のとおり。

- ①大規模地震発生時にその利用を確保することが公益上必要な建築物

(防災拠点及び避難所※)

- ②倒壊した際に前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物

(通行障害既存不適格建築物※)

※耐震改修促進法に基づき島根県建築物耐震改修促進計画に位置づけたもの

対象建築物	指定年月日	診断結果の報告期限
①	平成29年4月1日	令和3年3月31日
②	平成29年4月1日	令和8年3月31日

3. 今後の対応

耐震改修等の予定が未定となっている建築物を所有する市町に対し、引き続き耐震性の確保に向け働きかけを行っていく。

■建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規程に基づく耐震診断結果の公表資料【防災拠点・避難所】

	No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性(※)の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
防 災 拠 点	1	浜田市役所金城支所	浜田市金城町下米原171	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.40 CTU・SD=0.24	I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	検討中	未定	Is=0.6 Z=1.0 G=1.0 U=1.0
	2	浜田市役所三隅支所	浜田市三隅町三隅1434	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.76 CTU・SD=0.47	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	検討中	未定	Is=0.6 Z=1.0 G=1.0 U=1.0
	3	浜田市役所弥栄支所	浜田市弥栄町長安本郷542-1	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.42 CTU・SD=0.30	I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	検討中	未定	Is=0.6 Z=1.0 G=1.0 U=1.0
	4	大田市役所本庁舎	大田市大田町大田口1111	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.64 CTU・SD=0.45	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	検討中	未定	Is=0.68 Z=0.9 G=1.0 U=1.25
	5	大田市役所仁摩支所	大田市仁摩町仁万562-3	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.50 CTU・SD=0.34	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	検討中	未定	Is=0.68 Z=0.9 G=1.0 U=1.25
	6	安来市役所広瀬庁舎	安来市広瀬町広瀬703	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.73 CTU・SD=0.34	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	検討中	未定	Is=0.68 Z=0.9 G=1.0 U=1.25
	7	海士町役場	隠岐郡海士町大字海士1490	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.53 CTU・SD=0.33	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	建替	令和4年10月着手予定 令和7年3月完了予定	Is=0.6 Z=1.0 G=1.0 U=1.0
避 難 所	8	市民学習センター	益田市元町11-26	集会所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	Is/Iso=0.36 CTU・SD=0.27	I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	改修	令和3年度に時期決定予定	Is=0.68 Z=0.9 G=1.0 U=1.25
	9	三成中央公民館	仁多郡奥出雲町三成445-3	集会所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=1.00 CTU・SD=0.72	III (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)	-	-	Is=0.7 Z=1.0 G=1.0 U=1.0
	10	奥出雲町立町民体育館	仁多郡奥出雲町三成445-3	体育館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.18 CTU・SD=0.07	I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	検討中	未定	Is=0.7 Z=1.0 G=1.0 U=1.0
	11	横田コミュニティセンター	仁多郡奥出雲町横田1037	集会所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	Is/Iso=0.58 CTU・SD=0.19	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある)	検討中	未定	Is=0.7 Z=1.0 G=1.0 U=1.0
	12	津和野町民センター(集会所部分)	鹿足郡津和野町後田口66-2	集会所	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso=0.35 CTU・SD=0.26	I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	改修	令和5年1月着工予定 令和6年3月完了予定	Is=0.68 Z=0.9 G=1.0 U=1.25
	13	津和野町民センター(体育館部分)	鹿足郡津和野町後田口66-2	体育館	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(2001年版)及び「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)に定める「第2次診断法」	Is/Iso=0.23 CTU・SD=0.06	I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い)	改修	令和5年1月着工予定 令和6年3月完了予定	Is=0.68 Z=0.9 G=1.0 U=1.25

※ 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じることや倒壊するおそれは少ないとされています。

耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価指標

耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	Is<0.3又は q<0.5	左右以外の場合	0.6≤Isかつ 1.0≤q
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	Is/Iso<0.5又は CTU・SD<0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≤Is/Isoかつ 0.3・Z・G・U≤CTU・SD

注 島根県建築物耐震改修促進計画(H29.3)に記載されている「耐震診断とその結果の報告が義務付けされた建築物(表4-1-2)」のうち、本表に記載の無い建築物については、耐震補強、解体又は用途廃止等により耐震診断の義務が生じないものとなり、指定を解除しました。なお、当該建築物の詳細については、所管する市町に確認願います。

2. 島根県建設工事入札参加資格者（名簿登録）数の事務所別・格付別 比較 [土木一式工事]

事務所 格付	① 土木一式 (H17.4現在)				② 土木一式 (R3.4現在)				③ 増減数 ((2)-①)				④ 増減割合：% ((2)/①)			
	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計
松江	45	83	64	192	40	42	33	115	▲ 5	▲ 41	▲ 31	▲ 77	88.9	50.6	51.6	59.9
松江	27	73	52	152	27	35	29	91	0	▲ 38	▲ 23	▲ 61	100.0	47.9	55.8	59.9
広瀬	18	10	12	40	13	7	4	24	▲ 5	▲ 3	▲ 8	▲ 16	72.2	70.0	33.3	60.0
雲南	41	35	27	103	37	10	5	52	▲ 4	▲ 25	▲ 22	▲ 51	90.2	28.6	18.5	50.5
雲南	31	22	25	78	28	5	5	38	▲ 3	▲ 17	▲ 20	▲ 40	90.3	22.7	20.0	48.7
仁多	10	13	2	25	9	5	0	14	▲ 1	▲ 8	▲ 2	▲ 11	90.0	38.5	-	56.0
出雲	56	97	95	248	39	50	46	135	▲ 17	▲ 47	▲ 49	▲ 113	69.6	51.5	48.4	54.4
県央	22	57	51	130	33	30	18	81	11	▲ 27	▲ 33	▲ 49	150.0	52.6	35.3	62.3
県央	15	32	21	68	23	12	6	41	8	▲ 20	▲ 15	▲ 27	153.3	37.5	28.6	60.3
大田	7	25	30	62	10	18	12	40	3	▲ 7	▲ 18	▲ 22	142.9	72.0	40.0	64.5
浜田	32	48	35	115	32	26	14	72	0	▲ 22	▲ 21	▲ 43	100.0	54.2	40.0	62.6
益田	28	48	40	116	14	39	19	72	▲ 14	▲ 9	▲ 21	▲ 44	50.0	81.3	47.5	62.1
益田	16	33	33	82	9	24	15	48	▲ 7	▲ 9	▲ 18	▲ 34	56.3	72.7	45.5	58.5
津和野	12	15	7	34	5	15	4	24	▲ 7	0	▲ 3	▲ 10	41.7	100.0	57.1	70.6
隠岐	18	16	24	58	16	8	13	37	▲ 2	▲ 8	▲ 11	▲ 21	88.9	50.0	54.2	63.8
隠岐	14	14	20	48	13	8	9	30	▲ 1	▲ 6	▲ 11	▲ 18	92.9	57.1	45.0	62.5
島前	4	2	4	10	3	0	4	7	▲ 1	▲ 2	0	▲ 3	75.0	-	100.0	70.0
合 計	242	384	336	962	211	205	148	564	▲ 31	▲ 179	▲ 188	▲ 398	87.2	53.4	44.0	58.6

(注) A等級（総合点数950点以上）、B等級（総合点数700点以上949点以下）、C等級（総合点数699点以下）